

令和二年二月

令和二年二月文京区議会定例議会議案

文  
京  
区



目次

議案第五十三号	文京区職員定数条例の一部を改正する条例	1 頁
議案第五十四号	職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例	3 頁
議案第五十五号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	5 頁
議案第五十六号	文京区事務手数料条例の一部を改正する条例	7 頁
議案第五十七号	文京区印鑑条例の一部を改正する条例	9 頁
議案第五十八号	文京区選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	11 頁
議案第五十九号	文京区シルバークラブ条例等の一部を改正する条例	15 頁
議案第六十号	文京区立障害者福祉施設条例の一部を改正する条例	19 頁
議案第六十一号	文京区保健衛生事務手数料条例の一部を改正する条例	21 頁
議案第六十二号	文京区特定優良賃貸住宅型区民住宅条例の一部を改正する条例	23 頁
議案第六十三号	文京区歩行喫煙等の禁止に関する条例の一部を改正する条例	25 頁
議案第六十四号	文京区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	29 頁
議案第六十五号	特別養護老人ホーム文京くすのきの郷大規模改修工事請負契約	41 頁
議案第六十六号	特別養護老人ホーム文京くすのきの郷大規模改修電気設備工事請負契約	43 頁



議案第五十三号

文京区職員定数条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和二年二月十二日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区職員定数条例の一部を改正する条例

文京区職員定数条例（昭和五十年三月文京区条例第四号）の一部を次のように改正する。  
第二条第一項の表を次のように改める。

一 区長の事務部局の職員	一、四九〇人
二 議会の事務部局の職員	一〇人
三 教育委員会の事務部局の職員	一八九人
四 教育委員会の所管に属する学校の職員	一五八人
五 選挙管理委員会の事務部局の職員	七人
六 監査委員の事務部局の職員	六人
合計	一、八六〇人

付 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(説明)

職員配置の見直しに伴い、職員の定数を改めるため、本案を提出いたします。

議案第五十四号

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和二年二月十二日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（昭和四十一年十月文京区条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「の各号」を削り、同条第二号中「又は幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」を「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」に改め、「第十三条」の下に「又は勤務時間条例第十八条第二項の規定に基づく規則」を加え、同条時間条例」に改め、「第十四条」の下に「又は勤務時間条例第十八条第二項の規定に基づく規則」を加え、同条第三号中「又は幼稚園教育職員勤務時間条例」を「幼稚園教育職員勤務時間条例」に改め、「第十五条第三項」の下に「又は勤務時間条例第十八条第二項の規定に基づく規則」を加える。

付 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(説明)

職員団体のための会計年度任用職員の行為の制限の特例に係る規定を整備するため、本案を提出いたします。



議案第五十五号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和二年二月十二日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十年三月文京区条例第七号）の一部を次のように改正する。

第二条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 児童相談所業務手当

第四条第一項中「、生活保護法」を「生活保護法」に改める。

第九条を第十条とし、第六条から第八条までを一条ずつ繰り下げる。

第五条第一項第一号中「、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に改め、同項第二号及び第三号中「、法」を「法」に改め、同項第四号中「勤務し、常時結核患者に接する業務に従事する」を「勤務する」に、「、当該業務」を「常時結核患者に接する業務」に改め、同条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

（児童相談所業務手当）

第五条 児童相談所業務手当は、次に掲げる場合に支給する。

- 一 児童相談所に勤務する職員が児童福祉法第十一条第一項第二号ホに掲げる業務に従事したとき。
- 二 児童相談所に勤務する職員が児童福祉法第十二条第二項に規定する業務（前号に規定する業務を除く。）

を行うため家庭訪問、指導、相談等の業務に従事したとき。

2 前項に規定する手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額を超えない範囲内において、規則で定める。

- 一 前項第一号に規定する場合 従事した日一日につき千四百七十円
- 二 前項第二号に規定する場合 従事した日一日につき四百九十円

付 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(説 明)

児童相談所に勤務する職員に対する特殊勤務手当の支給要件等を定めるため、本案を提出いたします。

議案第五十六号

文京区事務手数料条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和二年二月十二日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区事務手数料条例の一部を改正する条例

文京区事務手数料条例（昭和三十三年四月文京区条例第九号）の一部を次のように改正する。

別表25の項を次のように改める。

25	削除
----	----

別表26の項中「番号法」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）」に改める。

付 則

この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(説明)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の一部改正に伴い、手数料の徴収項目を改めるため、本案を提出いたします。

議案第五十七号

文京区印鑑条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和二年二月十二日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区印鑑条例の一部を改正する条例

文京区印鑑条例（昭和五十年三月文京区条例第三十七号）の一部を次のように改正する。  
第三条第二項第二号を次のように改める。

二 意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

印鑑の登録資格を変更するため、本案を提出いたします。



議案第五十八号

文京区選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和二年二月十二日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

文京区選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十四年四月文京区条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「文京区選挙管理委員会」の下に「（以下「委員会」という。）」を加え、「投票立会人」を「及び投票立会人」に改める。

第二条第一項中「前条に規定する者」を「選挙長等」に、「別表の」を「別表に」に改め、同条第三項中「における選挙長等の報酬」の下に「の額」を加え、「報酬額」を「報酬の額」に改め、同条に次の二項を加える。

4 第一項に規定するもののほか、委員会が管理する選挙における当選人の更正決定又は繰上補充に係る選挙会（以下「更正決定等選挙会」という。）を開く場合における更正決定等選挙会の選挙長及び選挙立会人の報酬額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 選挙長 六千円

二 選挙立会人 五千円

5 前項の報酬の額は、更正決定等選挙会ごとの定額とする。ただし、二以上の更正決定等選挙会を同日に開く場合における選挙長及び選挙立会人の報酬の額は、一の更正決定等選挙会の選挙長及び選挙立会人の報酬の額

を超えることができない。

別表備考を次のように改める。

備考

- 一 投票を管理する時間が二分の一である場合における投票管理者の報酬の額は、投票所の投票管理者にあつては九、〇〇〇円、期日前投票所の投票管理者にあつては八、〇〇〇円とする。
- 二 投票に立ち会う時間が二分の一である場合における投票立会人の報酬の額は、投票所の投票立会人にあつては七、五〇〇円、期日前投票所の投票立会人にあつては六、五〇〇円とする。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の文京区選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例（以下「新条例」という。）第二条第四項及び第五項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開かれる文京区選挙管理委員会が管理する選挙における当選人の更正決定又は繰上補充に係る選挙会について適用する。
- 3 新条例別表備考の規定は、施行日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

(説 明)



当選人の更正決定又は繰上補充に係る選挙会の選挙長及び選挙立会人並びに交替して職務を行う投票管理者の報酬の額を定めるため、本案を提出いたします。



議案第五十九号

文京区シルバーピア条例等の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和二年二月十二日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区シルバーピア条例等の一部を改正する条例

(文京区シルバーピア条例の一部改正)

第一条 文京区シルバーピア条例(平成九年十二月文京区条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第一号中「資格を有する連帯保証人が連署した」を削り、同条第四項を削り、同条第五項中「第三項」を「前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とする。

第三十四条第三項中「年五パーセントの割合」を「法定利率」に改める。

(文京区営住宅条例の一部改正)

第二条 文京区営住宅条例(平成九年十二月文京区条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項第一号中「資格を有する連帯保証人の連署する」を削り、同号ただし書を削る。

第三十七条第三項中「近傍同種の住宅の家賃と」を「、近傍同種の住宅の家賃と」に、「年五パーセントの割合」を「法定利率」に改める。

(文京区障害者住宅条例の一部改正)

第三条 文京区障害者住宅条例(平成十四年六月文京区条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項第一号中「資格を有する連帯保証人が連署した」を削り、同号ただし書を削る。  
第三十四条第三項中「年五パーセントの割合」を「法定利率」に改める。

## 付 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。  
(文京区シルバーピア条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 第一条の規定による改正後の文京区シルバーピア条例(以下この項及び次項において「新シルバーピア条例」という。)第十一条第一項第一号の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に新シルバーピア条例第四条第一項の規定による使用の許可を受ける者に適用する。
- 3 施行日前に提出された請書のうち、新シルバーピア条例第四条第一項の規定による使用の許可に係るものについては、新シルバーピア条例第十一条第一項の規定により提出された請書とみなす。  
(文京区営住宅条例の一部改正に伴う経過措置)
- 4 第二条の規定による改正後の文京区営住宅条例(以下この項及び次項において「新区営住宅条例」という。)第九条第一項第一号の規定は、施行日以後に新区営住宅条例第四条第一項の規定による使用の許可を受ける者に適用する。
- 5 施行日前に提出された請書のうち、新区営住宅条例第四条第一項の規定による使用の許可に係るものについては、新区営住宅条例第九条第一項の規定により提出された請書とみなす。  
(文京区障害者住宅条例の一部改正に伴う経過措置)
- 6 第三条の規定による改正後の文京区障害者住宅条例(以下この項及び次項において「新障害者住宅条例」という。)

いう。) 第九条第一項第一号の規定は、施行日以後に新障害者住宅条例第六条第一項の規定による使用の許可を受ける者に適用する。

7 施行日前に提出された請書のうち、新障害者住宅条例第六条第一項の規定による使用の許可に係るものについては、新障害者住宅条例第九条第一項の規定により提出された請書とみなす。

(説明)

シルバークリア等の使用者の連帯保証人に係る規定を削除するほか、規定を整備するため、本案を提出いたします。



議案第六十号

文京区立障害者福祉施設条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和二年二月十二日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区立障害者福祉施設条例の一部を改正する条例

文京区立障害者福祉施設条例（平成十六年三月文京区条例第九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「事業」の下に「（以下「生活介護事業」という。）」を加え、同項第二号中「事業」の下に「（以下「放課後等デイサービス事業」という。）」を加え、同条第二項中「及び文京区立小石川福祉作業所」を削り、「福祉作業所」を「大塚福祉作業所」に改め、同項第一号中「事業」の下に「（以下「就労移行支援事業」という。）」を加え、同項第二号中「事業」の下に「（以下「就労継続支援事業」という。）」を加え、同条に次の一項を加える。

3 文京区立小石川福祉作業所（以下「小石川福祉作業所」という。）は、次に掲げる事業を行う。

- 一 生活介護事業
  - 二 就労継続支援事業
  - 三 前二号に掲げるもののほか、区長が必要があると認めた事業
- 第四条を次のように改める。

（利用することができる者）

第四条 施設において次の各号に掲げる事業を利用することができる者は、当該各号に定める者とする。

- 一 生活介護事業 法第十九条第一項の規定により介護給付費を支給する旨の決定を受けた者
- 二 就労移行支援事業 法第十九条第一項の規定により訓練等給付費を支給する旨の決定を受けた者
- 三 就労継続支援事業 法第十九条第一項の規定により訓練等給付費を支給する旨の決定を受けた者
- 四 放課後等デイサービス事業 児童福祉法第二十一条の五の五第一項の規定により障害児通所給付費を支給する旨の決定を受けた者の当該決定に係る障害児

2 前項に規定するもののほか、区長が必要があると認めたる者は、前条に規定する事業を利用することができる。

第六条第一項中「利用者（第三条第一項第二号に規定する事業を利用する者を除く。）」を「施設において生活介護事業、就労移行支援事業又は就労継続支援事業を利用する者」に改め、同条第二項中「本郷福祉センター」を「施設」に、「第三条第一項第二号に規定する事業」を「放課後等デイサービス事業」に改める。

第七条第二項中「福祉作業所」を「大塚福祉作業所及び小石川福祉作業所」に改める。

#### 付 則

この条例は、令和三年一月一日から施行する。

#### (説 明)

区立小石川福祉作業所において実施する事業を変更するため、本案を提出いたします。



議案第六十一号

文京区保健衛生事務手数料条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和二年二月十二日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区保健衛生事務手数料条例の一部を改正する条例

文京区保健衛生事務手数料条例（平成十二年三月文京区条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

別表20の項中「魚介類せり売営業」を「魚介類競り売り営業」に改め、同表21の項中「魚肉ねり製品製造業」を「魚肉練り製品製造業」に改め、同表31の項中「醤油製造業」を「しょうゆ製造業」に改め、同表36の項中「めん類製造業」を「麺類製造業」に改め、同表66の項中「第四条第三項」を「第四条第二項」に改め、同表67の項中「第四条第四項」を「第四条第三項」に改める。

付 則

この条例中別表66の項及び67の項の改正規定は令和二年四月一日から、その他の規定は同年六月一日から施行する。

（説 明）

毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）及び食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九

号)の一部改正に伴い、規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第六十二号

文京区特定優良賃貸住宅型区民住宅条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和二年二月十二日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区特定優良賃貸住宅型区民住宅条例の一部を改正する条例

文京区特定優良賃貸住宅型区民住宅条例(平成九年九月文京区条例第二十二号)の一部を次のように改正する。  
別表後楽二丁目特定優良賃貸住宅型区民住宅の項を削る。

付 則

この条例は、令和二年五月一日から施行する。

(説 明)

後楽二丁目特定優良賃貸住宅型区民住宅を廃止するため、本案を提出いたします。



議案第六十三号

文京区歩行喫煙等の禁止に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和二年二月十二日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区歩行喫煙等の禁止に関する条例の一部を改正する条例

文京区歩行喫煙等の禁止に関する条例(平成二十年九月文京区条例第四十五号)の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。

文京区公共の場所における喫煙等の禁止に関する条例

第一条中「歩行喫煙」を「公共の場所における喫煙」に改め、「並びに重点地域における路上喫煙」及び「快適な歩行空間及び」を削る。

第二条第五号中「区内」を「国又は地方公共団体が所有し、占有し、又は管理する区内」に、「広場その他の不特定又は多数の者の利用」を「児童遊園、遊び場その他の公共の用」に改め、同条第六号及び第七号を次のように改める。

六 たばこ たばこ事業法(昭和五十九年法律第六十八号)第二条第三号に掲げる製造たばこであって、同号に規定する喫煙用に供されるもの及び同法第三十八条第二項に規定する製造たばこ代用品をいう。

七 喫煙 たばこを燃焼させ、又は加熱することにより煙(蒸気を含む。以下同じ。)を発生させることをいう。

第二条第八号中「公共の場所において、たばこの吸い殻を収集し、又は収納するための容器」を「灰皿」に改

め、同号を同条第十号とし、同条第七号の次に次の二号を加える。

八 喫煙による迷惑行為 喫煙をすることによりその煙を屋外にいる他人に吸わせる行為をいう。

九 灰皿 たばこの吸い殻を収集し、又は収納するための容器をいう。

第四条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 区民等は、公共の場所以外の場所（屋外に限る。）において喫煙をするときは、喫煙による迷惑行為を行うことのないよう配慮するとともに、たばこの吸い殻を灰皿に捨て、又は持ち帰るよう努めなければならない。

第六条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 事業者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地又は建物の敷地内（屋外に限る。）において喫煙をする者が、喫煙による迷惑行為及びポイ捨てを行うことのないよう、灰皿の移設又は撤去、喫煙場所の確保その他の環境の整備に努めなければならない。

第八条の見出し中「歩行喫煙」を「公共の場所における喫煙」に改め、同条中「歩行喫煙及びポイ捨て」を「公共の場所において喫煙」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、規則で定める喫煙場所においては、この限りでない。

第八条に次の一項を加える。

2 区民等は、公共の場所においてポイ捨てをしてはならない。

第九条を削る。

第十条第一項中「第八条」を「前条第一項」に、「前条第二項」を「第二項」に改め、同条を第九条とし、第十一条を第十条とし、第十二条を第十一条とする。

付則第二項を削る。

付則第三項中「文京区安全・安心まちづくり条例」の下に「（平成十六年十二月文京区条例第三十三号）」を

加え、同項を付則第二項とする。

付 則

この条例は、令和二年七月一日から施行する。

(説 明)

公共の場所における喫煙を禁止するほか、規定を整備するため、本案を提出いたします。





議案第六十四号

文京区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和二年二月十二日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例  
文京区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成二十六年九月文京区条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第九号中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第十号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第十一号中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第二十四号を第二十九号とし、第十八号から第二十三号までを五号ずつ繰り下げ、同条第十七号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第二十二号とし、同条第十四号から第十六号までを五号ずつ繰り下げ、同条第十三号中「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改め、同条第十八号とし、同条第十二号を第十七号とし、第十一号の次に次の五号を加える。

十二 満三歳以上教育・保育給付認定子ども 子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）以下「令」という。）第四条第一項に規定する満三歳以上教育・保育給付認定子どもをいう。

十三 特定満三歳以上保育認定子ども 令第四条第一項第二号に規定する特定満三歳以上保育認定子どもをいう。

十四 満三歳未満保育認定子ども 令第四条第二項に規定する満三歳未満保育認定子どもをいう。

十五 市町村民税所得割合算額 令第四条第二項第二号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。

十六 負担額算定基準子ども 令第十三条第二項に規定する負担額算定基準子どもをいう。

第三条第一項中「適切な内容」を「適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容」に改める。

第五条第一項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「利用者負担」を「第十三条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第六条第一項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第二項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第三項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、同条第四項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第五項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第七条第二項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第八条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定の有無」を「教育・保育給付認定の有無」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第九条の見出し及び同条第一項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第二項中「支給認定の変更」を「教育・保育給付認定の変更」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第十条及び第十一条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第十三条第一項中「（特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条、次条及び第十九条において同じ。）」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者（満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付

認定保護者に限る。」に改め、「利用者負担額（」の下に「満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての」を加え、「（特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあつては法第二十八条第二項第二号に規定する市町村が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあつては同項第三号に規定する市町村が定める額とする。」を削り、同条第二項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあつては法第二十八条第二項第二号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）を、特別利用教育を提供する場合にあつては同項第三号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用教育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額）」を削り、同条第三項及び第四項各号列記以外の部分中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満三歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 七万七千百一円

(イ) 法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満三歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。） 五万七千七百円（令第四条第二項第六号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、七万七千百一円）

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満三歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第三学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第一学年から第三学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。）が同一の世帯に三人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）

(ア) 法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第三学年修了前子ども（そのうち最年長者及び二番目の年長者である者を除く。）である者

(イ) 法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び二番目の年長者である者を除く。）である者

ウ 満三歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

第十三条第四項第五号並びに同条第五項及び第六項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第十四条第一項中「に規定する施設型給付費」を「の施設型給付費」に、「いい、法第二十八条第一項に規定する特例施設型給付費を含む」を「いう」に改め、「この項及び第十九条において」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第二項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第十六条第二項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第十七条中「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「支給認定子ども又はその保護者」を「当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第十八条中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第十九条の見出し中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条中「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第二十条第五号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第十三条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第二十一条第一項及び第二項ただし書並びに第二十四条（見出しを含む。）から第二十六条までの規定中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第二十七条第一項及び第二項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第三項中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第二十八条第一項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第三十条第一項中「支給認定子ども又は支給認定保護者」を「教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改め、同条第三項及び第四項中「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改める。

第三十二条第二項及び第四項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第三十四条第二項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同項第二号中「に規定する提供した」を「の規定による」に、「に係る必要な事項」を「の提供」に改め、同項第三号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第三十五条第一項及び第二項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第三項中「は特別利用保育を」の下に「、施設型給付費には特別施設型給付費（法第二十八条第一項の特別施設型給付費をいう。次条第三項において同じ。）を、それぞれ」を加え、「本章」を「前節」に改め、「に限る。以下この項において同じ。）」を削り、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「とする」を「と、第十三条第二項中「法第二十七条第三項第一号に掲げる額」とあるのは「法第二十八条第二項第二号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第四項第三号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」に改める。

第三十六条第一項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「特別利用教育」を「特別利用教育」に改め、同条第二項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第三項中「は特別利用教育を」の下に「、施設型給付費には特別施設型給付費を、それぞれ」を加え、「本章」を「前節」に、「利用の申込みに係る法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子ども」を「第十九条第一項第一号」に、「利用の申込みに係る法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子ども」を「第十九条第一項第二号」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、「同項第一号」の下に「又は第二号」を加え、「第十三条第四項第三号中「除き、同項第二号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。」とあるのは「」を「第十三条第二項中「法第二十七条第三項第一号に掲げる額」とあるのは「法第二十八条第二項第三号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第四項第三号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を」に改める。

第三十七条第一項中「のうち、家庭的保育事業にあつてはその」を「（事業所内保育事業を除く。）の」に、「」の数を「」の数は、家庭的保育事業にあつては」に改め、「その利用定員の数を」を削り、「付則第四条」を「付則第三条」に改める。

第三十八条第一項中「利用者負担」を「第四十三条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第三十九条第一項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第二項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満三歳未満保育認定子ども（特定満三歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」に、「支給認定に」を「教育・保育給付認定に」に、「支給認定子どもが」を「満三歳未満保育認定子どもが」に改め、同条第三項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第四項中「支給認定子ども」を「満三歳未満保育認定子ども」に改める。

第四十条第二項中「法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満三歳未満保育認定子ども」に改める。

第四十一条中「支給認定子ども」を「満三歳未満保育認定子ども」に改める。

第四十二条第一項第一号中「支給認定子ども」を「満三歳未満保育認定子ども」に改め、同項第三号中「支給認定子ども」を「満三歳未満保育認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第四項中「支給認定子ども」を「満三歳未満保育認定子ども」に改める。

第四十三条第一項中「（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条において同じ。）」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「（当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあつては法第三十条第二項第二号に規定する市町村が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあつては同項第三号に規定する市町村が定める額とする。）」を削り、同条第二項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「（その額が現に当該特定地域型保育に要した費

用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額)をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第三十条第二項第二号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)を、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第三号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額)を削り、同条第三項から第六項までの規定中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第四十六条第五号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第四十三条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第四十七条第一項及び第二項ただし書中「支給認定子ども」を「満三歳未満保育認定子ども」に改める。

第四十九条第二項中「支給認定子ども」を「満三歳未満保育認定子ども」に改め、同項第二号中「に規定する提供した」を「の規定による」に、「に係る必要な事項」を「の提供」に改め、同項第三号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第五十条中「特定地域型保育事業」を「特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育」に、「第十四条第一項」を「第十一条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(満三歳未満保育認定子ども)に限り、特定満三歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)について」と、第十四条の見出し中「施設型給付費等」とあるのは「地域型保育給付費等」と、同条第一項に改め、「特定教育・保育に係る」を削り、「に規定する施設型給付費」を「の施設型給付費」に、「いい、法第二十八条第一項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項及び第十九条において同じ。）」を「いう。以下」に改め、「特定地域型保育(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。第五十条において準用す



る次項及び第十九条において同じ。)に係る」を削り、「に規定する地域型保育給付費」を「の地域型保育給付費」に、「いい、法第三十条第一項に規定する特例地域型保育給付費を含む。以下この項及び第五十条において準用する第十九条において同じ。」を「いう。以下この項及び第五十条において準用する第十九条において」、「同条第二項及び第十九条中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、同条」を「第十九条」に改める。

第五十一条第一項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第二項中「支給認定子ども及び」を「教育・保育給付認定子ども及び」に、「同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満三歳未満保育認定子ども」に、「支給認定子どもを」を「教育・保育給付認定子どもを」に改め、同条第三項中「には特別利用地域型保育を」の下に「、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第三十条第一項の特例地域型保育給付費をいう。次条第三項において同じ。)を、それぞれ」を加え、「本章」を「この章」に改め、「第三十九条第二項及び」を削り、「除く」を「除き、前条において準用する第八条から第十四条まで(第十条及び第十三条を除く。)、第十七条から第十九条まで及び第二十三条から第三十三条までを含む。次条第三項において同じ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第三十九条第二項中「第十九条第一項第三号」とあるのは「第十九条第一項第一号」と、「満三歳未満保育認定子ども(特定満三歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」とあるのは「同号又は同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第五十二条第一項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、「同号」とあるのは「同項第三号」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満三歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあ

るのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第四十三条第一項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第二項中「法第二十九条第三項第一号に掲げる額」とあるのは「法第三十条第二項第二号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前二項」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「前三項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第十三条第四項第三号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第五項中「前各項」とあるのは「前三項」とする。

第五十二条第一項及び第二項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第三項中「は特定利用地域型保育を」の下に「、地域型保育給付費には特別地域型保育給付費を、それぞれ」を加え、「本章」を「この章」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第四十三条第一項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満三歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第二項中「法第二十九条第三項第一号に掲げる額」とあるのは「法第三十条第二項第三号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第四項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満三歳以上保育認定子どもに対するもの及び満三歳以上保育認定子ども（令第四条第一項第二号に規定する満三歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第十三条第四項第三号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

付則第二条第一項中「（法第二十七条第三項第二号に掲げる額（特定教育・保育施設が）を「教育・保育給付認定保護者（満三歳未満保育認定子ども）」に、「（当該特定教育・保育施設が）」を「教育・保育給付認定保護者（満三歳未満保育認定子ども（特定保育所（法附則第六条第一項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）から特定教育・保育（保育に限る。第十九条において同じ。）を受ける者を除く。以下この項において同じ。））」に改め、「額とし」とあるのは「額をいい」と、「定める額とする。」をいう。）とあるのは「定める額をいう。」とを削り、「（法第二十七条第三項第一号に掲げる額）」を「当該特定教育・保育」に、「（法附則第六条第三項の規定により読み替えられた法第二十八条第二項第一号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額）」を「当該特定教育・保育（特定保育所における特定教育・保育（保育に限る。）を除く。）」に改める。

付則第三条を削り、付則第四条を付則第三条とし、付則第五条を付則第四条とする。

#### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### （説 明）

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成二十六年内閣府令第三十九号）の一部改正に伴い、規定を整備するため、本案を提出いたします。



議案第六十五号

特別養護老人ホーム文京くすのきの郷大規模改修工事請負契約

右の議案を提出する。

令和二年二月十二日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

特別養護老人ホーム文京くすのきの郷大規模改修工事請負契約

特別養護老人ホーム文京くすのきの郷大規模改修工事施行のため、左記請負契約を締結する。

記

一 契約の目的 特別養護老人ホーム文京くすのきの郷大規模改修工事

二 契約の方法 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の二第一項第八号の規定による随意契約

三 契約金額 金十七億三百九十万円

四 契約の相手方 坪井・松下・上之原建設共同企業体

構成員（代表者） 東京都中央区銀座二丁目九番十七号

坪井工業株式会社

代表取締役社長 坪井晴雅

構成員 東京都文京区本郷一丁目三十四番四号

株式会社松下産業

代表取締役 松下和正

構成員

東京都文京区千駄木二丁目四十二番八号

株式会社上之原工務店

代表取締役 上之原一光

(説明)

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第五号及び文京区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年三月文京区条例第十二号）第二条の規定により、本案を提出いたします。

(参考)

- 一 工期 契約締結の翌日から令和四年十二月五日まで
- 二 支出科目等
  - 令和元年度 一般会計 民生費 老人福祉費
  - 令和二年度 債務負担行為
  - 令和三年度 債務負担行為
  - 令和四年度 債務負担行為

議案第六十六号

特別養護老人ホーム文京くすのきの郷大規模改修電気設備工事請負契約  
右の議案を提出する。

令和二年二月十二日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

特別養護老人ホーム文京くすのきの郷大規模改修電気設備工事請負契約

特別養護老人ホーム文京くすのきの郷大規模改修電気設備工事施行のため、左記請負契約を締結する。

記

- 一 契約の目的 特別養護老人ホーム文京くすのきの郷大規模改修電気設備工事
- 二 契約の方法 制限付き一般競争入札による契約
- 三 契約金額 金八億四千七百三十二万三千四百円
- 四 契約の相手方 佐電工・タツヲ・高橋建設共同企業体

構成員（代表者） 東京都文京区湯島三丁目四十七番十号

株式会社佐電工東京支社

常務取締役東京支社長 福所勝利

構成員 東京都文京区白山五丁目二十二番九号

タツヲ電気株式会社

代表取締役 松崎満

構成員 東京都文京区目白台二丁目十四番十四号

高橋電業株式会社

代表取締役 高橋靖幸

(説明)

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第五号及び文京区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年三月文京区条例第十二号）第二条の規定により、本案を提出いたします。

(参考)

- |         |                      |
|---------|----------------------|
| 一 工 期   | 契約締結の翌日から令和四年十二月五日まで |
| 二 支出科目等 | 令和元年度 一般会計 民生費 老人福祉費 |
|         | 令和二年度 債務負担行為         |
|         | 令和三年度 債務負担行為         |
|         | 令和四年度 債務負担行為         |



